

公共施設の使用料及び減免基準の見直しについて

町では、「受益者負担の適正化」を図るために公共施設の使用料等の見直しが必要と判断し、適正な使用料の金額や減免の判断基準について約2年にわたり検討を進めてきました。

このたび、見直しの対象とする施設や改正後の料金案などの検討結果がまとまりましたので、関係条例を改正し、令和6年度から新たな使用料及び減免基準制度に移行する予定です。

今回の見直しを行うことで、施設を利用される方から費用に見合った負担をいただくこととなりますが、その分を各施設で提供しているサービスの維持・向上に活用することで、施設を利用される方々に還元していきたいと考えています。

1. 受益者負担の適正化とは

公共施設の運営など町が提供するサービスには、一定の費用(コスト)がかかっています。

この費用の一部は、サービスを利用する人(受益者)から使用料として負担していただいています。不足分は公費(税金)でまかなっているため、実質的には施設を利用しない人(非受益者)からも税金という形で負担していただいています。

受益者負担の適正化とは、サービスの提供に要するコストを明確にし、受益者から、そのサービスの性質や費用に見合った負担を求めることにより、非受益者との税負担のバランスを適正に保とうとする考え方です。

町の経常費用に対する経常収入の割合【受益者負担比率(行政サービスの提供に対する受益者の直接的な負担の割合)】は、右図のとおり過去5年平均値は1.7%と、青森県内および全国平均値を下回る低い水準です。

残りの約98%は、公費で負担しているため、町民の税金で負担している割合が高い状態です。

受益者負担比率の比較

団体名	過去5年平均値 (H28-R2)
おいらせ町	1.7%
青森県	4.5%
青森県内40市町村	3.4%
八戸圏連携中枢都市圏 (県内の8市町村で構成)	2.7%
上十三・十和田湖広域定住自立圏 (県内の9市町村で構成)	2.9%
おいらせ町と人口や財政状況等が 似ている団体	4.2%
同一人口規模の全国平均 (1万人から3万人人口の市町村)	5.0%
全国平均	5.2%

注1) 受益者負担率適正值は、2%~8%とされています。

注2) 全国人口規模及び全国平均はH30数値です。

2. 見直しの内容

町の施設利用の対価として納める使用料の考え方（受益者負担）や、使用料の算定方法等の方針を示した「おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する基本方針」に基づいた取り組みを進めます。

ア 受益者負担の基本的な考え方

利用者負担の適正化を図ります	<p>施設運営費の大半は、公費で賄われています。その費用には、町の施設を利用しない人が納めた税金も含まれています。</p> <p>施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮し、施設の運営に必要な費用の一部を利用者から負担していただくことにより、施設の利用者と利用者以外の負担の公平性を確保します。</p>
使用料の算定方法を明確にします	<p>使用料の設定は、町として一定の算定方法のもとで算出します。</p> <p>利用者に負担していただく一部の経費は、光熱水費や燃料費など日常的の維持管理費用(原価)とします。</p> <p>また、施設の目的・性質に応じ、利用者負担と公費負担の割合(受益者負担割合)を設定します。</p>
利用者間の公平性を確保します	<p>使用料の減額及び免除制度(以下「減免」という。)は、特別な措置として設けられています。</p> <p>使用料の意義が損なわれないように、減免適用の判断は慎重に行う必要があります。現在、施設毎に判断している減免基準を統一にします。</p>

イ 基本方針の対象範囲

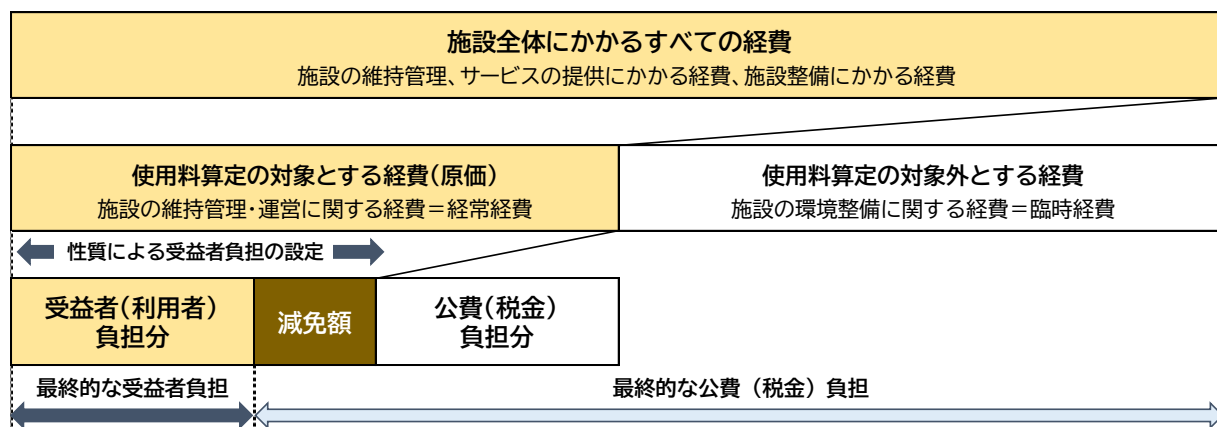
基本方針を適用する施設		基本方針の適用除外施設	
文化系施設	公民館（中央・東・北） 農村環境改善センター	法令等で使用料を徴収できない施設	道路、公園(占用以外)、義務教育施設、図書館
社会教育系施設	阿光坊古墳館	法令等で算定方法や徴収基準に定めのある施設	病院、町営住宅、児童クラブ
スポーツ施設	町民交流センター いちよう公園体育館	個別検討を要する施設	町民プール
観光レクリエーション施設	縄文の森イベントホール	公営企業法を適用している施設	病院、下水道
都市公園運動施設等	いちよう公園、下田公園内運動施設等	指定管理者制度を導入している施設	みなくる館、大山将棋記念館
保健・福祉施設	地域福祉・保健福祉センター、老人福祉センター	一般貸出が難しい施設	味祭館、白鳥の家、創作の家、勤労者研修センター、集会所・コミュニティセンター

(1) 受益者負担の公平化

施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」の観点から、使用料算定の対象経費を定め、受益者負担の公平性を確保します。

使用料算定経費（原価）の考え方

利用者が一部を負担	施設の管理運営に従事する職員の人件費、光熱水費、燃料費など、日常の維持管理・運営に必要な費用（ランニングコスト）とします。
町（公費）が全部を負担	町の財産整備に要する経費という観点から、工事請負費や備品購入費など施設の環境整備に必要な費用（イニシャルコスト）とします。



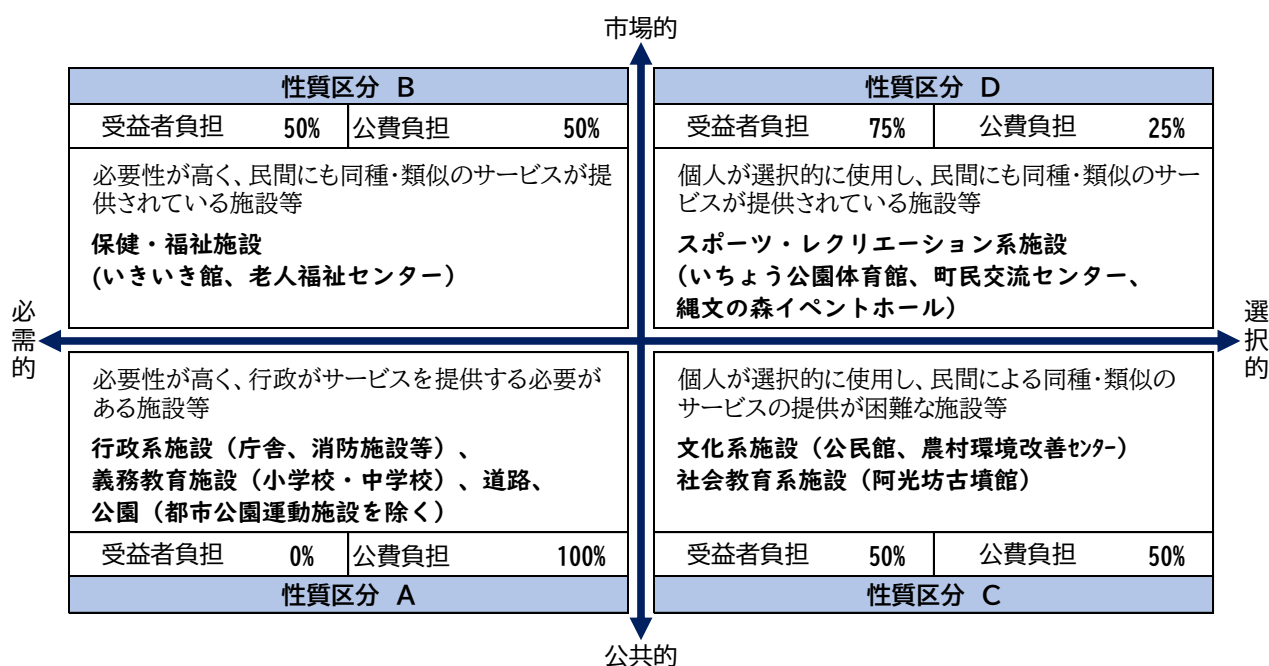
(2) 使用料算定方法の明確化

適正な使用料設定にあたり、貸出施設及び個人利用施設における使用料の標準的算定方法を明確にします。また、住民生活における「必要性（必需的か選択的か）」と、民間によるサービス提供の「代替性（公共的か市場的か）」の度合いにより施設を分類し、施設の目的・性質に応じた利用者負担と公費負担の割合を設定します。

使用料の算定方法

貸出施設の場合 (会議室、体育館等)	1室1時間あたりの使用料(円/h) ＝施設1㎡あたり原価(円)×貸部屋面積(㎡)×受益者負担(%)
個人利用施設の場合 (トレーニング室等)	1人あたり1回の使用料(円/h) ＝施設原価(円)÷年間利用者(人)×受益者負担(%)

受益者と公費負担の割合



(3) 減免基準の統一化

使用料の減額及び免除制度（以下「減免」という。）は、特例的な措置として設けられる制度ですが、現在、町の統一的な減免の基準は定められておらず、施設ごとに減免を判断・適用しています。

使用料設定の意義が損なわれないよう、町内公共施設共通の減免基準となる「おいらせ町公の施設の使用料の減免の基準に関する規則」を新たに制定し、基準を統一します。

減免の基準	減免対象	減免割合
1. 町又は町の執行機関が主催又は共催して使用する場合	使用料	全額免除
2. 国、県、地方公共団体及び官公署が、広く町民を対象とした公共的事業に使用する場合	使用料	全額免除
3. 町内の小学校、中学校が教育活動に使用する場合	使用料	全額免除
4. 町内の教育・保育施設が教育活動に使用する場合	使用料	全額免除
5. 町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体、町内会等がその目的達成のための活動に使用する場合	使用料	全額免除又は5割減額（※）
6. 町長が特に必要があると認める場合	使用料	町長が認める割合

※ 全額免除又は5割減額の考え方

施設の区分	入場料・参加料等の料金徴収	現行の減免運用	見直し後の減免運用
スポーツ施設を利用する場合	料金徴収 なし	全額免除	全額免除（変更なし）
	料金徴収 あり	全額免除	基本使用料の 5割減額
文化施設を利用する場合	料金徴収 なし	使用料 →全額免除	基本使用料の 5割減額 (見直し後の基本使用料は、 冷暖房料を統合した料金)
	料金徴収 あり	冷暖房料 →別途徴収 (減免対象外)	

(4) その他の見直し

使用料の算定基礎となる原価には、通常使用する冷暖房や照明設備に係る光熱水費や燃料費が含まれているため、従来の設備使用料（冷暖房使用料、照明使用料）は基本使用料に統合します。

ただし、屋外スポーツ施設の照明設備は、特定の用途・時間によって使用されるため、使用の有無に応じた個別の料金設定とします。

【設備使用料の取り扱い】

設備の種類	主な施設	利用者の範囲	見直し後の取り扱い
冷暖房設備	会議室、講堂等	広範的 (一般的に使用)	使用料に含める
照明設備	屋内施設 (体育館、アリーナ、ホール等)	広範的 (一般的に使用)	使用料に含める
	屋外施設 (グラウンド、野球場等)	限定的 (夜間等に使用)	使用料に含めない (個別料金設定)

3. 今後の予定

時期	内容
R5年12月	改正条例の提案
R6年1月から3月まで	改正使用料及び減免基準等の周知 (広報、町ホームページへの情報掲載、各施設への掲示など)
R6年4月1日	新制度の運用開始

参考：見直し後の改正使用料

① スポーツ施設（アリーナ）

○上限設定 ※下限設定

施設名	貸出部屋名	現行使用料	原価(円/h)	受益者負担	算定結果	措置適用	新使用料	増減
いちよう公園体育館	競技場(全面)	2,100	3,390	75%	2,540		2,350	250
町民交流センター	アリーナ(全面)	2,100	2,880	75%	2,160		2,350	250
見直しの結果	算定結果は適正と判断し、見直し後の使用料に改定します(2施設の算定結果平均額を適用)。							

② 文化系施設（ホール）

施設名	貸出部屋名	現行使用料	原価(円/h)	受益者負担率	算定結果	措置適用	新使用料	増減
東公民館	ホール	630	1,320	50%	660		720	90
北公民館	講堂	630	1,150	50%	570		720	90
農村環境改善センター	多目的ホール	630	2,600	50%	1,300	○	720	90
見直しの結果	算定結果は適正と判断し、見直し後の使用料に改定します(3施設の算定結果平均額を適用)。							

③ 利用用途に基づき使用料を統一する施設

施設名	貸出部屋名	現行使用料	原価(円/h)	受益者負担率	算定結果	措置適用	新使用料	増減
中央公民館	和室	210	80	50%	40	※	210	0
	小会議室	210	130	50%	60	※	210	0
	講習室	210	250	50%	120	※	210	0
	講堂	630	760	50%	380		210	▲ 420
	大広間	630	260	50%	130	※	210	▲ 420
東公民館	和室	210	250	50%	120	※	210	0
	小会議室	210	150	50%	70	※	210	0
	会議室	210	150	50%	70	※	210	0
	調理室	210	130	50%	60	※	210	0
北公民館	会議室	210	250	50%	120	※	210	0
	礼法室	210	260	50%	130	※	210	0
	実習室	210	250	50%	120	※	210	0
農村環境改善センター	研修室(和室)	630	560	50%	280		210	▲ 420
	生活実習室	210	370	50%	180	※	210	0
いきいき館	集会室	520	460	50%	230		210	▲ 310
	集団指導室	520	210	50%	100		210	▲ 310
	栄養指導実習室	520	250	50%	120		210	▲ 310
老人福祉センター	創作活動室	100	190	50%	90		210	110
	栄養指導室	100	260	50%	130		210	110
	教養娯楽室	310	780	50%	390		210	▲ 100
見直しの結果	①中央公民館(講堂、大広間)：ホール料金から会議室料金に見直します。 ②農村環境改善センター(研修室)：ホール料金から会議室料金に見直します。 ③いきいき館、老人福祉センター：独自料金区分を見直します。							